

別記第1号様式(第7関係)

## 会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第1回豊島区リサイクル・清掃審議会
事務局(担当課)		清掃環境部資源循環課
開催日時		平成23年 9月12日(月) 15時00分～16時35分
開催場所		区役所本庁舎4階 議員協議会室
議 題		<p>1. 開 会 委員の委嘱/委員の紹介/会長の選出</p> <p>2. 議 事</p> <p>(1) 区長挨拶</p> <p>(2) 諮問</p> <p>(3) 会議の公開等について</p> <p>(4) 豊島区リサイクル・清掃事業の現状について</p> <p>(5) 今後の審議会のスケジュール等について</p>
公開の 可否	会 議	公開 傍聴人数 1人
	会 議 録	公開
出席者	委 員	松波淳也、長澤広幸、片岡康子、大関房代、青柳文夫、瀬戸康肇、磯一昭、西山陽介、儀武さとり、永野裕子、高埜秀典、鷺崎智恵子、亀井一司、柳田好史、吉倉英子、三原真理子、関口教和、勝呂洋次、鈴木公一、是松敏重(敬称略)
	幹 事	資源循環課長、環境政策課長、環境課長、豊島清掃事務所長
	事 務 局	資源循環課清掃計画係長、環境政策課環境政策担当係長、環境課環境保全係長

(午後3時00分開会)

## 1. 開会

- ・委員の委嘱
- ・委員の紹介及び自己紹介
- ・豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例により、松波委員を会長に選出
- ・会長挨拶

## 2. 議事

○資源循環課長 それでは、会長が決まりましたので、これからは会長に議事進行をお願いしたいと存じます。会長、よろしく願いいたします。

なお、本日、高野区長が所用により不在のため、水島副区長が区長の代理を務めさせていただきます。

○会長 それでは、これより早速議事に入りたいと思います。

議事の1点目でございます。

まず、水島副区長さんからごあいさつをいただきたいと思います。

○副区長 皆様、こんにちは。副区長をしております、水島でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、こちらの席から失礼をさせていただきますが、第4期の豊島区リサイクル・清掃審議会の開催に当たりまして、区長にかわりまして、委員の皆様方に一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

本日は大変ご多忙の中、第4期豊島区リサイクル・清掃審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また皆様方には、日ごろより豊島区政の各方面にわたりまして大変なご協力を賜っていることに対しましても、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

先ほど担当課長のほうからご案内申し上げましたけれども、直接お渡ししないで失礼とは存じますけれども、委嘱状をお手元に置かせていただいております。お忙しい中にもかかわりませず、委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。また、ただいまは、会長職に松波先生がご就任をされましたが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて本日、これから諮問をさせていただくわけでございますが、今回の審議会は、現行の一般廃棄物処理基本計画、これの見直しのためにご審議をいただくものでございます。見直しに当たりましては、豊島区の地域特性に合った新たな循環型社会の姿を描きますとともに、そのような社会をつくるための具体的な施策をお示しいただければと考えております。

また、地域と事業者と区が積極的につながることで、さらなるごみ減量を進める仕組

みをお示しいただけるとありがたいと思っております。皆様方の活発なご議論をお願いしたいと思っております次第でございます。

さて、平成12年度に東京都から各区へ清掃事業が移管されてから、10年が経過いたしました。豊島区でのリサイクル・清掃事業につきましては、安定的に実施できていると考えております。そのような中、ご案内のように、先般3月11日に東日本大震災がございまして、廃棄物の収集及び処理の重要性というのが再認識をされ、また、東京電力の福島第一発電所の事故によりまして、廃棄物の適正処理とともに、廃棄物発電の重要性も、一方でクローズアップされております。

したがいまして、ご審議に当たっては、清掃事業の基本的な事項を、改めて確認すると同時に、新たな可能性の追求も、ぜひお願いしたいと存じるところでございます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのご見識・ご経験を最大限に発揮していただきまして、豊島区のすばらしい循環型社会の姿が示されますことをお願い申し上げます。大変簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

○会長 水島副区長さん、ありがとうございました。

それでは、続きまして、高野区長の代理として、水島副区長さんから諮問をお受けしたいと思ひます。

資料第1-2号が諮問文の写しとなっております。ごらんいただきたいと思ひます。

○副区長 23豊清環諮第1号

豊島区リサイクル・清掃審議会様

## 諮問書

豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例に基づき、下記事項について諮問します。平成23年9月12日 豊島区長高野之夫

## 記

### 1. 諮問事項

「豊島区の現状に合った循環型社会を構築するための具体的施策について」

### 2. 諮問理由

本区では、平成21年3月に「豊島区一般廃棄物処理基本計画」を改定しました。改定した計画では、「資源の有効活用」、「大幅なごみの減量」、「廃棄物の適正処理による環境負荷の低減」を基本とした循環型社会の形成が強く打ち出され、その実現に向けて、さまざまな施策を実施してきたところです。

一方、計画の改定から現在に至るまでの間に、「廃プラスチックサーマルリサイクル」が安定化し、再生可能エネルギーとして廃棄物が見直されていることや、東日本大震災という未曾有の災害を経験し、ライフラインとしての廃棄物処理の重要性が改めて再認識されるなど、廃棄物処理を取り巻く環境は大きく変化しています。

豊島区一般廃棄物処理基本計画は、おおむね5年ごとに見直されることになっており、

次期見直しに当たっては、区の財政状況等をも踏まえながら、循環型社会形成をさらに推し進めるため、改めて本区の特徴を生かした循環型社会像を明確にするとともに、これを着実に実現していくための具体的施策の立案が必要です。

こうしたことから「豊島区の現状に合った循環型社会を構築するための具体的施策について」ご審議をいただきたく、ここに諮問いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長 確かにお受けいたしました。精力的に審議し、答申を行いたいと思います。

○資源循環課長 大変恐縮でございますが、副区長におきましては公務が重なっておりますので、ここで退席をさせていただきたいと存じます。

○会長 ただいま本審議会に対し、高野区長の代理で水島副区長さんから諮問がございました。

豊島区の現状に合った循環型社会を構築するための具体的施策についてということで、大変大きな課題でございます。今後見直しが行われる豊島区一般廃棄物処理基本計画への反映も考えながら審議していく必要もございます。ぜひ皆様と積極的に協議・審議し、答申をつくってまいりたいと思います。

それでは、引き続き議事を進めていきたいと思ひます。

議事の3点目でございます。

会議の公開等についてでございますが、どのような扱いにするのか、事務局でご提案がございましたらお願いしたいと思ひます。

○資源循環課長 資料第1－3号、会議の公開等について（案）をごらんください。

当審議会が開かれた形で運営し、また審議の内容にあっても公開をしていくことを基本としていくべきと考えております。事務局案を読ませていただきます。

会議の公開等について

## 1. 会議の公開

豊島区リサイクル・清掃審議会（以下：審議会という）については、これを公開する。

## 2. 傍聴

（1）審議会の開催日時を決定したときは、速やかに区の広報紙及びホームページに周知する。

（2）傍聴の申し込みは、当日会場で受け付けるものとする。ただし、会長は会場のスペース等により会議の運営に障害を来すと判断する場合は傍聴者の人数を制限することができる。

（3）事前に配付された資料は傍聴者にも配布する。

## 3. 会議録

（1）会議録の作成に当たっては、発言者の氏名を記載する。区職員を除く委員の発言にあつては会長または委員と記載し、区職員の発言にあつては、職名を記載する。

（2）会議録は委員全員の確認を経た後、速やかに区のホームページに掲載する。

以上でございます。

○会長 ただいま事務局から審議会の運営に当たっては公開を基本とするという提案がございました。この件に関しまして質問等を含めまして、皆様いかがでございましょうか。

もし異議がないようでございましたら、事務局案により、当審議会は公開という形で進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手)

○会長 ありがとうございます。

では早速ですが、本日、傍聴希望者はおりますでしょうか。

○資源循環課長 本日1名が傍聴を希望しております。

ただ、今ちょっと席を外しているようですので、今すぐはちょっと入室できないような状況です。

以上です。

○会長 わかりました。では、おいでになりましたら、入ってこられるということでございます。

それでは、引き続きまして、議事の4点目に移らせていただきたいと思います。

豊島区リサイクル・清掃事業の現状ということで、事務局から資料第1－4号に基づきましてご説明をお願いします。

○資源循環課長 それでは、資料第1－4号、豊島区リサイクル・清掃事業の現状について、をお取り出し願います。

まず1ページです。

1. 東京23区及び豊島区の清掃事業について、国の法体系と区の計画の位置付けについてご説明いたします。

国では、平成12年に循環型社会形成推進基本法を制定し、そのもとに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律——以下、廃棄物処理法と呼ばせていただきます。——や、容器包装リサイクル法を初めとする各種リサイクル法を位置づけています。図の左側のところでございます。

今度は右側ですが、区のごみ処理、リサイクル事業の基本となる長期計画は、一般廃棄物処理基本計画です。一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法及び豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例の規定により策定されるものです。現行計画は、平成21年3月に改定されたもので、計画期間は、平成21年度～35年度となっております。

また5年に一度見直すということになっておりまして、ちょうど皆様にご審議いただき、平成26年度から新しい、また改定されたもので進めていくという形になります。

各種リサイクル法の中で、一般廃棄物として本区の取り組みに密接に関連するのは、容器包装リサイクル法です。容器包装リサイクル法は、平成18年にレジ袋対策等の改正が行われ、次の見直し論議は、平成23年度から始まる予定となっております。

続きまして、2ページをごらんください。

東京23区のごみ処理・リサイクル事業の役割分担でございます。

23区においては、資源を除くごみ、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中間処理を東京23区清掃一部事務組合が行っております、真ん中の部分です。

ごみの最終処分場の管理運営については、東京都が行っております。図の右側でございます。

区は、左側でございますが、資源、ごみの分別区分を決め、収集・運搬するとともに、分別収集した資源の資源化や、集団回収への支援などのリサイクル事業を担っています。また、ごみの排出抑制、リデュースに関する指導や不用品の再使用、リユースも、区の担当となっています。

したがって、区が採用する3R、これは、リデュース・リユース・リサイクル、この三つのRをとって3Rとっておりますが、この施策が、清掃一組、真ん中の東京23区清掃一部事務組合や、東京都が管轄する最終処分場に大きく影響することになります。

続きまして3ページをごらんください。

本区を取り巻く状況ということで、地域特性についてご説明したいと思います。

まず人口の関係でございます。上の図表3をごらんいただきたいのですが、本区の人口は増加傾向にございまして、今後とも10年間ぐらい人口増加傾向が予測されております。また、下の図表4をごらんいただくと明らかなように、人口密度は全国1位の水準でございます。

4ページをごらんください。

図表5、上の図表でございますが、ファミリー世帯、左側の灰色の部分ですが、減少しており、右から2番目の白い部分、単身世帯が増加しているというのが、この図表から見てとれるかと存じます。このような人口ですとか世帯の動向は、ごみの排出内容や、区が行うべき普及啓発事業に影響を与えるものでございます。

続きまして4ページの下図表でございますが、事業活動でございます。図表6でございます。事業所数は減少傾向にございます。が、依然として、高い商業集積機能、例えば池袋ですとか、高い商業集積機能を持っているということでございます。

5ページをごらんください。

上の図表でございますが、昼間人口の推移でございます。一番太い線が、豊島区です。下から3番目ぐらいですが、平成17年で39万人ということで、昼間人口は減りつつはあるんですけども、40万人近い昼間人口を要しているということでございます。

下の池袋駅の乗降客数でございますが、池袋の乗降客数は、減少傾向にあることが見てとれるかと存じます。商業機能、文化機能などのまちの魅力再生が課題になるかと存じます。

これらのことから、事業系ごみも、豊島区では課題になるということと、あと、文化

機能の面からも、循環型都市づくりを検討する必要があるのではないかとこのところが見取れるかと存じます。

続きまして、6ページをごらんください。

ごみ・資源の分別方法、収集方法です。まず上の図です。ごみに関して、家庭ごみと事業系ごみということで図がありますが、廃棄物は、まず一般廃棄物と産業廃棄物に分かれます。一般廃棄物というのは、市町村の処理能力をもって対処することが可能なもの、家庭ごみとかそういうものが一般廃棄物になるのですが、廃棄物処理法上は、まず産業廃棄物を決めまして、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物としています。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物ということで、現在、法律と政令で20種類、具体的に定められており、それ以外のものは、上の一般廃棄物ということになります。家庭ごみは、すべて一般廃棄物ということになりまして、これにつきまして、収集ですが、行政が収集するというようになっております。

23区では、家庭ごみのうち粗大ごみは有料なんですけれども、それ以外の可燃ごみ・不燃ごみ、豊島区では燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみとっておりますが、これらは無料で、23区では無料で収集しているということです。

それから、家庭ごみの下に事業系ごみというのがございますが、産業廃棄物に当たらないものは一般廃棄物ですので、事業活動に伴って出る一般廃棄物もございまして、ただし、事業系ごみに関しましては、事業者は、自己処理が原則と廃棄物処理法上規定されておまして、自らが処理、または清掃工場への直接搬入や許可収集業者に委託する必要があります。

ただし、この図でもありますけれども、少量排出事業者、日量50キロ未満しかごみが出ないという、そういう事業者に関しましては、区の収集に出すことができるということです。ただし、その際は有料ですので、有料シールを貼っていただくという形になります。原則としては、その下にも矢印が行っていますけれども、事業者の責任でやっておいただくということになり、その場合は、許可を受けた民間の収集業者が収集するという形になっております。

続きまして、同じ6ページの下の方でございまして、こちら、豊島区の家庭ごみの分別区分と排出・収集方法でございまして。

家庭ごみは、燃やすごみ、それから金属・陶器・ガラスごみ、粗大ごみの三つに分かれまして、燃やすごみは、品目としてはどのようなものがあるかということ、紙くず、木くず、生ごみ、プラスチック、ゴム・皮革製品などが燃やすごみに該当します。なお、プラスチックとゴム・皮革製品に関しましては、以前は不燃ごみという分類をしておいたのですが、平成20年度、豊島区は平成20年の10月からですが、この分別を変更しまして、燃やすごみのほうにプラスチック、ゴム・皮革製品は分別を変えたということになります。これを燃やして、熱を回収するというサーマルリサイクルという取り組みでございまして。

それから、下には、いわゆる以前申しておりました不燃ごみ、金属・陶器・ガラスごみ、これは金属ですかガラス・陶磁器などが、これに該当しまして、燃やすごみ、それから金属・陶器・ガラスごみ、両方ですね、排出方法は、原則として集積所に排出すると。容器または袋に入れて出すということになっております。燃やすごみは、収集頻度は、週2回。金属・陶器・ガラスごみは、月2回ということになっております。

一番下の粗大ごみですが、これはおおむね30センチを超える大型のごみのことです。これは事前に電話で申し込んでいただいて、日時等を決めていただき、戸別に排出することになります。こちらは有料となっております。

続きまして、7ページをごらんください。

資源についてですが、豊島区の資源回収事業についてご説明いたします。

まず、新資源回収事業です。これは、平成20年度から開始しました。以前から、下のところにも書いてありますが、8品目12分別の新パイロットプランというものを、平成14年度から実施しておりましたが、これは可燃、紙の資源、それからびん・かん・ペットボトルの資源、それぞれ以前は、2週間に1回ずつ集めていました。それを交互にやりますので、毎週1回、紙の資源を集めた次の週はびん・かん・ペットボトル、その次は、紙というふうに、紙という観点から見ると2週間に一遍の収集しかなかったんですけれども、これを平成20年度から、豊島区では平成20年10月から、毎週、紙も集めますし、びん・かん・ペットも集めると。週2回、それぞれ1回ずつ、週2回集めるという形で変わってございます。これは、先ほど申し上げましたサーマルリサイクル、プラスチックを燃やすというふうになったことにあわせて、なるべく資源として回収できるものは回収するという資源収集を充実させるということで、サーマルリサイクルと同時に始めたものでございます。

特徴のところにも書いてありますが、豊島区独自の資源化を推進しておりまして、収集、運搬、処理、資源化までを一括して民間に委託しております。

その次の下の拠点回収でございますが、スーパーやコンビニエンスストアの店頭でのペットボトル回収。よくコンビニとかにペットボトル回収のボックスがありますけれども、あれでございます。あれは区が行っている事業ということになります。それ以外に、公共施設等でプリペイドカードや乾電池、廃食油の回収なども行っております。

その下の集団回収でございますが、こちらは、古くから豊島区独自のシステムで、地域の団体の皆様が行っているということで、昭和47年度からやっているという、かなり歴史のある古いものでございます。このようなことを実際に行う団体を実践団体といいますけれども、その実践団体に対して、報奨金等の各種支援を区が行っております。

また、平成20年度からマンション資源集団回収事業を開始しまして、マンションから出る資源について、町会と一緒に集団回収としてやりましょうということで、その地域のコミュニティということにも資するのではないかとということで、このような事業を行っております。



また、事業系リサイクルということで、オフィスリサイクル、商店街リサイクルなどの事業を行っております。これは、資源を事業系ごみ、先ほどごみを出すときに、事業者の方にいろいろ有料シールを貼ってくださいというお話をしましたが、資源を出すときも有料で、有料シールを貼っていただくことになっております。その決められた事業系ごみ処理券よりも安く回収するリサイクル業者をあっせんするというので、事業者向けのリサイクルシステム、このような事業を行っております。

対象となる資源は、古紙や、びん・かん・ペットボトルのほか飲食店向けに生ごみも集めているという状況です。

同じページの下の方でございしますが、新資源回収事業、先ほどご説明申し上げましたが、この分別区分と排出・回収方法です。先ほども申し上げましたが、びん・かん・ペットボトル類と紙・布類に、まず分かれます。品目等は、そのうちびん・かん・ペットボトルは、原則として集積所に排出します。また、コンテナを毎朝置きますので、そのコンテナの中に入れていただくと。またトレーとボトルタイプのプラスチック容器につきましては、同じく集積所に排出していただきますが、入れる容器につきましては、回収ネットを、コンテナと同じように設置しますので、それに、ネットに排出していただくような形になります。

紙・布類につきましては、新聞、雑誌、段ボール、厚紙製の箱、包装紙、牛乳パック、それから古布、これらをそれぞれ、新聞と雑誌を、例えば一緒にしないで、それぞれに分けて十字にしぼって、集積所に出していただくという形になります。ただし、布類…

○会長 お座りになって……。

○資源循環課長 済みません。ありがとうございます。では失礼します。座らせていただきます。

布類は袋に入れて出していただくという形になります。

また、回収頻度につきましては、先ほどもご説明しましたが、それぞれ週1回集めるという形になっております。

それでは、8ページをごらんください。

ごみ・資源の流れです。まず、ごみですが、図表の9でございします。燃やすごみですが、こちらは燃やすごみですので、清掃工場に持っていくということになります。豊島区では、豊島清掃工場に、主に持っていくという形になります。そこで焼却しますと、ごみは20分の1まで容積が減りますので、処分場に対する負荷という意味では、まずは量を減らすということで、焼却するということになっております。

また、その焼却灰をスラグというものにします。これは、焼却灰を、さらに高温、1,200度ぐらいで、もう一度熱を加えますとガラス状といいますか、砂状といいますか、そのようなものになります。そうすると、さらに、灰の2分の1にまで、また容積が減るということで、処分場を長もちさせるということに役立つと同時に、このスラグを土

木工事などで砂のように使うことによって処分場には入れないということになると、ますます処分場が長もちするというので、このような取り組みを行っております。

また、スラグにしますと、高温でまた熱しますのでダイオキシンを分解したりですとか、あるいは重金属類を閉じ込めて外に出ないようにするという、そういう効果もあるというものでございます。

続きまして、金属・陶器・ガラスごみは、これは燃えませんので、清掃工場ではなく、中央防波堤不燃ごみ処理センターというところへ持って行って、そこで鉄・アルミを回収して、残ったものは埋め立てるということになるんですが、集めた車で、それぞれ湾岸地域まで行っていたのでは効率が悪いということで、中継所で大きな車に積み替えをします。新宿中継所というところへ、収集しますと、そこへ持って行って、そこで大型の車に積み替えて持っていくと。また堀船中継所、これは北区にありますけれども、これは船で運搬するというので、より多くの不燃ごみを湾岸地域、中央防波堤のほうまで待つていくことができるということで、効率的に行っております。

下の粗大ごみでございますが、これは、まず、東池袋にある粗大ごみの中継所に持っていきまして、まず使えるものをピックアップして、豊島リサイクルセンターで修理をして、これを区民の方に無料で提供するという、そういう事業を行っております。これにより、またごみが減るということで、そういうのに使えないものにつきましては、結局埋め立てるんですけども。その際に、中型プレス車という少し大き目の車で持っていくと。しかも、つぶして、圧縮して、効率よく多くのものを入れて持っていくということで、それを粗大ごみ破砕処理施設という、これも中央防波堤の施設のほうにあるんですが、ここで細かく破砕すると同時に、鉄・アルミの回収をして、残ったものについては埋め立てをするという、そういう流れになっております。

資源でございますが、下のほうにございます。まず、紙・布類は、集めたものを、それをまた製紙工場まで持っていったのではとても効率が悪いということで、ヤードといいますけれども、圧縮して、梱包する場所に持って行って、圧縮梱包をします。大体2メートルぐらいのさいころ状ぐらいのものに圧縮して、そのような大きな塊にして、トレーラーのような大きなトラックで、製紙メーカーは遠方にございますので、そちらへ持っていくということをやっております。

また、古布につきましては、こちら海外に輸出して、また衣類としてご使用いただくというリユースを、主にやっております。そういうのに使えないものにつきましては、例えば工業用のウエス、ぞうきんといいますか、そういうものにしたりという、そういうリサイクルも行っているということです。

びん・かん・ペットボトル類につきましては、それぞれその処理の仕方は違いますが、例えばペットボトルですとフレーク状に細かく砕いたもの、これが、またプラスチックの製品とか、あるいはペットボトルですと衣類なんかにも使えるということで、新たなリサイクル製品の原料として、製造メーカーに持っていくという形になります。

それぞれのメーカーが、新たな製品をつくって、再生品として生まれ変わるということになります。

では、9ページをごらんください。

循環型社会形成推進に向けた取組み状況でございます。まず上のグラフでございますが、これは、平成12年度からのごみ量でございます。平成12年度の清掃事業、東京都から区に移管されたのが、平成12年度でございますが、この区移管以降、ほぼ一貫して、減少傾向にあります。これは豊島区だけではなく、23区全体の傾向でもあります。

平成20年度、21年度をごらんいただきたいのですが、平成20年度に、この白い部分、可燃ごみ、燃やすごみがふえて、21年度にはさらにふえております。逆に、金属・陶器・ガラスごみ、以前の不燃ごみが、20年度に大幅に減って、21年度にさらに大幅に減っております。これは、先ほどご説明しましたサーマルリサイクル、プラスチックなどの分別変更によって、今まで不燃ごみであったプラスチック類が可燃ごみに入ったことによって、平成20年度は可燃ごみがふえて、不燃ごみが減ると。20年度は10月からですから、半年しかそれをやっておりますので、21年はフルに1年間、そういうことが本格的にやっているということで、さらに可燃ごみがふえて、不燃ごみが減ったという状況でございます。

下の図でございますが、これは資源回収量と資源化率の推移です。この資源回収量でございますが、減少傾向ではあったんですけども、平成20年度、21年度、先ほどご説明しました新資源回収事業、今まで隔週であったものを毎週集めるようになったということもありまして、特に下の分別収集という部分についてはふえているという状況です。

資源化率でございますが、微増ということで、若干ふえているという状況が、上の折れ線グラフでごらんいただけるかと存じます。

続きまして、10ページをごらんください。

こちら、皆様にお配りしました一般廃棄物処理基本計画、この冊子でございますが、こちらの13ページに載っております計画が、この棒グラフが、ここに載っている計画でございます。平成21年度に区民1人1日当たりのごみ量を684グラムという形で計画を立てました。それに対して、実際のごみ量なんですけれども、この折れ線グラフですが、671グラムということで、計画以上にごみが減っているという状況です。こちらは1人当たりということもありますので、人口がふえているということもあり、また、ごみ量も減っていると。人口がふえているのにごみ量が減っているということで、1人当たりのごみ量が減っているということです。

下でございますが、資源化率でございます。こちら、この処理基本計画で目標を立てておりますが、10ページの下の方でいきますと、点線の部分、これが計画でございます。平成21年度の目標は26.4%の目標でございますが、実際のところは、この

折れ線グラフの21.8%ということになっており、かなり目標と実績の乖離があるということで、資源化率につきましては、現状のままの推移では目標達成はかなり厳しいと考えております。

次のページでございますが、これは、可燃ごみの組成分析調査の結果でございます。集積所に出された可燃ごみを持ってきて、実際に袋を開けて中を調べたものでございます。

これをごらんいただきますと、一番多いのが厨芥類、これは、いわゆる生ごみです。また、リサイクル可能な紙類も19.1%入っているということです。プラスチック類が15.1%となっております、現行の分別区分の中でも資源化可能なものがごみに排出されているという状況が、これでごらんいただけるのかなど。また、例えば生ごみですとかプラスチック類につきまして何か対策を講ずれば、よりごみが減るのでないかということも、これだけ生ごみの割合が多うございますので、何か生ごみに関してできないのかなということも、この調査結果から、そのような疑問といたしますか、検討の方向なども出てくるのではないかとこのところでございます。

では、引き続きまして、12ページをごらんください。

12、13、14ページなんですけれども、こちらは、今現行の一般廃棄物処理基本計画、こちらで方針ですとか、あるいは、こういう施策をこういう方針でいきますですとか、こういう施策をやりますということが書いてあるんですが、その内容、概要と、こういうことをやりますということを、実際どれだけできているかということをもとめたものです。

例えば一番最初の方針1ですが、“資源の有効活用を推進する”まちの創造というそのような方針のもとで、施策として、資源回収品目の充実という施策を計画の中で上げてございます。その概要は、短期的には、新資源回収事業の定着と資源化率の向上。中長期的には、プラスチック製容器包装回収の検討。それから、生ごみ回収の導入。また、短期的でございますが、その他、蛍光灯の専門処理やリサイクル可能品目の検討などが計画でうたわれております。

これに対して取組み状況はどうかというのを、下に書いてございます。新資源回収事業はほぼ定着していると。しかし、プラスチック製容器包装の拡大方策については、まだ庁内で検討中の段階です。生ごみにつきましては、区有施設の生ごみ回収、堆肥化事業、発電モデル事業を実施しましたが、本格的な実施に向けての検討はまだこれから。また蛍光灯の専門処理や雑紙などリサイクル可能品目の検討も、早期実施に向けて、まだ庁内で検討中の段階ということで、これは私どもが、いわゆる自己評価をしたものです。このような形で12ページから14ページまで、この処理基本計画に載っている施策について、我々がどのような、今取組みの段階にあるかということをご自己評価したものでございます。

その自己評価をして、幾つかの課題が、結局これはできてないのではないかとこのこ

ととか、幾つかの課題をピックアップしました。また、これは、例えば長期的なものは、まだこれからですね。短期的なものを作ってから長期的なものをととか、あと、諮問にもありましたが、豊島区の地域特性に合った循環型社会ということで、また具体的な施策をとという諮問にもありますので、そのような諮問なども勘案して、これらの自己評価から、幾つかの課題をピックアップしたということです。

12、13、14ページにつきましては、ちょっと量が多いということもありますので、時間の関係で割愛させていただきますが、自己評価をしたと。それから出た、我々がこういうのが課題ではないかということをも15ページにまとめましたので、ごらんいただきたいと存じます。

主な検討課題、これはあくまでも案でございます。のまとめとして、当面の取組み課題。資源回収品目の充実。プラスチック類の資源化の新たなあり方の検討。生ごみの資源化のあり方の検討。十分に資源化されていない「雑紙」の資源化の検討。

それから、循環型の中間処理の推進ということで、不燃ごみ、または粗大ごみに含まれる金属類のより一層の資源化。それから、環境保全の観点から蛍光灯の適正処理・資源化。蛍光灯には水銀が含まれておりますので、そういう意味でも、このような適正処理というのが必要ではないかということで、課題として上げさせていただきました。

それから、(2)中長期も見据え、取り組むべき課題として、こういうものがあるのではないかということをもまとめさせていただいております。まず、区民・事業者が取り組むごみ減量。区民・事業者・行政の連携・協働のしくみづくり。または、地域単位、販売店など事業所単位でのごみ減量のしくみづくり。これらは、いわゆるリサイクルというよりは、むしろその前のリデュースですとかリユースなど、ごみになる前の取り組みなどについていろいろ協力、協働ができるのではないかなという、そういう問題意識で課題として上げさせていただいております。

また、2番目ですが、多様な主体の参加による集団回収の充実。地域のつながりを目指した集団回収のしくみづくり。今、主に町会さんを中心として集団回収をやっておりますが、先ほどの資源回収量のグラフもありましたが、先ほど、済みません。ちょっと言及しませんでしたけれども、集団回収は、このところかなり落ち込んでいるという部分もございますので、集団回収、やはり活性化というものが、そのしくみづくりが必要ではないかということでございます。

また、事業系ごみ減量に向けたしくみづくりということで、自己処理責任や生産者責任の徹底のための方策の検討ということで、事業系の廃棄物の適正処理体制をどのように移行したらいいかという、そのような課題を上げさせていただきました。

雑駁でございますが、私の説明は、以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

今回は初回ということもありまして、情報共有というのがまずメインの課題ということで、豊島区リサイクル・清掃事業の現状についてご説明いただき、さらに主な検討課

題についてまとめていただいたということでございます。

これに関しましては、この資料につきまして、どこからでも構いませんので、ご質問・コメントございましたら、いただきたいと思えます。ただ、会議終了は5時を予定しているということもありますので、その点ご協力をお願いしたいと思えますけれども。どこからでも構いませんので、ご質問・コメント等ございましたらお願いします。

きょうございます諮問に即して申し上げますと、具体的施策ということが、循環型社会の構築という大きな課題があるんですけども、その構築のための具体的な施策ということでございます。それに即しまして、今回、特に15ページですね。今の資料1-4の15ページ、これで、現状についてご説明いただいた後に、そこから抽出される課題をまとめていただいているということでございます。具体的な施策として、取り組み課題に即した形で、ご意見・コメント等いただくと、今後進めていくときに進行しやすいんですけども。よろしくお願ひしたいと思えます。

- 委員 ちょっといいですか。10ページのごみ量の目標と実績、あるいは資源化率の目標と実績とございますけれども、1人当たりの発生量を393まで減らすとか、ここまで数値を持ってきた根拠というのがあるんですか。

それと、資源化率も、確かに、可燃のごみの中に、そういう資源化物が入っているというのを100%持っていけば、若干2割ぐらいアップするなというのわかるんですけども。それが今度は44%とかなり上がるというのは、何かいろいろ生ごみとかプラの、そういう再利用とか、何かそういうことを前提に置いているか、ちょっとその根拠みたいなのを、何かつくった方がいらっしゃれば、ちょっと教えていただきたいんですけども。

- 資源循環課長 こちらが一般廃棄物処理基本計画なんですけど、こちらでは、いろいろな施策、これからこういうことをやっていきたいと思いますということをいろいろ施策に載せてございます。これらを実際に実施すれば、実施して、ここまで持っていきたいと思いますということで、このような目標というのを打ち出したということなんですけど、ただ、実際、今現在で、先ほども自己評価をさせていただきましたが、できている部分、できていない部分がございます、実際、資源化率のほうはちょっと厳しい状況だということでございます。

- 会長 ご質問の趣旨としては、具体的な数値が掲げられているんですけども、その根拠のようなものがあるのかどうかということだったんですけども。

実際、これ数値目標を立てるというのは、非常に重要なことなんですけども、非常に具体的な数値ですので、何らかの根拠というか、何かそういうデータがあったのかということだと思えるんですけども。

- 資源循環課長 済みません。失礼しました。この一般廃棄物処理基本計画の、後ろのほうなんですけども、資料編というのがございまして、その資料3というのがございます。そこで、想定ごみ量の設定、これは、特に何もしないと、こういうごみ量でいき

ますよというのが、この資料3というところの、この下の部分の細かい表なんですけれども。そこにあるんですが、続きまして、その次の推進目標ごみ量の設定という表が、次にございます。これは先ほど申し上げた施策を実施していけば、具体的に、これだけのごみ量になるだろうということを、これは予測しまして、このごみ量でしたら、例えば資源化率が何%とか、1人当たり何グラムとか、そういう数字を出したということでございます。失礼しました。

○委員 済みません。そうすると、何年度にどういうことを、施策を導入したとか、それがまたわかるようにはなっている。それはわからないんですか。

○資源循環課長 この計画では、短期的にはこれをやりましょうとか、中長期的にはこれをやりましょうということがあるんですけれども、この中には、何年度にこれをというのは、それは具体的には書いてございません。

○委員 ただ、この数値をつくるに当たっては、何か入れているわけですよね、その時点で。

○資源循環課長 はい。こちら数値をつくるときに、具体的にはちょっとあれなんですけれども、コンサル会社に頼んで、こういう施策をすれば、これだけ減りますよということを計算して出してもらったというのがありますので、当然それを出すに当たっては、この段階でこれをやるということは、内々といいますか、事務局のほうでは、をやっているということでございます。

○会長 よろしいですか。そのほかございますでしょうか。

○委員 たびたび済みません。具体的な話のほうの説明をお伺いしたいんですけれども、まずプラスチックの資源化ですね。雑多ないろいろな種類のプラスチックがありますけれども、それを資源化するというのは、どういうことを言っているのかということと。ちょっと生ごみですね。これをガスメタン発酵してガスにして発電するというんですけれども、サーマルリサイクルで、当然焼却炉で燃やしたときの発電効率と、ガス化したときの発電効率の差の部分は、計算はすれば大体どのくらい得して、導入する設備費で云々とやれば、すぐ、その辺のことは出ると思うんですけれども、その辺、やっぱり税金を余り無駄に使いたくないんで、売電してペイするような、そういうその辺のあれが、ある程度数値を持ってこういうふうにおっしゃっているのか、ちょっとその辺の話をお伺いしたんですけれども。

○資源循環課長 まずプラスチックの資源化につきましては、ただいま豊島区では、ペットボトル、トレイ、ボトルタイプのプラスチック容器のみを資源化しております。現在、23区の半数近くの区が、いわゆる容器包装リサイクル法に基づくプラスチックを資源化しています。

豊島区も、そこまでやるのか、あるいはやらないでいいのか、あるいはもう少し、全部をやらなくても少し品目をふやすのかとか、その辺をご審議いただければと思っております。

それから生ごみに関しましても、今現在、区の施設から出る生ごみを堆肥化したりですとか、あるいは発電、バイオエナジーというところに持って行って発電するという事業もしておりますが、先ほど委員おっしゃったように、これが本当にいろいろな意味、お金がかかってもやるべきなのかというの、もちろんあるかもしれませんが、例えば環境負荷の面から、本当にどうなのかとか、いろいろな側面からご検討いただいて、豊島区として、もちろん経費の点も含めまして、いろいろな角度からご検討いただいて、これを資源化するというのがいいのか、それとも、従来どおり、清掃工場で燃やすのがいいのか、その辺をご検討いただければと思っております。

○会長 この資源回収の品目の充実に関しまして、次回以降もう少し資料を出していただいて、さまざまな観点から議論してもらおうということで、よろしいでしょうか。

今回、具体的な資料が全くない状態ですけれども、取り組み課題としましてまとめていると。ただ、何らかのそういったデータに基づいているのかというご質問だったんですけれども、そういった資料については、まだないですね。

個々の具体的な課題の際にデータを出していただけるということなので、その際に、また、その議論をしたいと思うんですけれども。

○委員 3期のときに、循環型社会の構築に向けた清掃・リサイクル事業のあり方についてということで、3期の委員の皆さんは、いろいろああしたほうがいい、こうしたほうがいいというご意見が出て、この21年3月に基本計画ができたと推察されるんですけれども。その当時の区民の皆さんのお気持ちと、この3年ぐらいたった現在の区民の皆さんの意識、あるいは感覚というのも変化とかというのは、アンケートしたり、あるいは聞き取り調査したりということをしているのかしてないのか。またしているのであれば、そういったことも参考に取り入れて、今後の豊島区の現状に合った循環型社会を構築するためのいう、この第4期ということに反映できるのではないかなと思いますけれども、そこら辺、区民の皆さんに調査なりされたかどうかだけ、お聞かせいただきたいと思えます。

○資源循環課長 昨年度は、家庭系ごみの調査ということで、区民の皆様のアンケート調査をさせていただきます。また、今年度もアンケート調査をやる予定でございますので、その辺のところを、また資料としてお出しして、ご議論の参考にしていただければと思っております。

○委員 そういったことでありますので、我々男性陣と、あるいはご家庭の主婦だとか、女性陣のお考えというの、また若干の相違があるかと思えますので、より詳しい、また子供たちも学校や何かでもいろいろと、そういう環境教育だとか、あるいはごみのことやなんかも、多分いろいろなところで学習させていただいていると思えますので、そういったところもなるだけ細かく、そういう資料があれば、今後の検討に生かしていきたいと思えますので、事務局の皆さんには、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。



○会長 実際、そう思うんですね。3年前の区民意識と今の意識は、大きく変わってきているのではないかと思います。実際、昨今マスコミなどを見ていても思うんですけれども、震災前と震災後で、かなり印象が変わっているんですね。世界が変わったかのようなあれになっていますので、そういう面も考えると、意識の変化というのはかなりあるような気がしますので、大変重要なご意見だったと思います。アンケートについては、過去のものとの最近のものとの時系列の変化とか、そういったものもぜひお示ししていただければと思います。

そのほかご意見も含めまして、ご質問もご意見もいただければと思いますが。

私のほうから1点、資源回収品目の充実の面で、二つ視点があると思うんですね。資源化の考え方なんですけれども、1点は、効率というか、ベネフィットというか、もったいないというところから始まるところで、そういったリサイクル、リユースという観点が一つあると思うんですけれども。それ以外に、重要な資源回収の意味というのがあって、有害なものを外に出さないという側面ですね。これは先ほど蛍光灯の話が出てきましたけれども。それは効率性というよりも、有害なものを回収して、安全面から考えるという側面があると思います。

資源回収に関しましては、そういったふうに考えると、もうけというか、ベネフィットというか、効率というか、そういうところは、むしろ行政よりも民間のほうが強いのところなんです。ただ、現状ではそういった部分が浸透していないので、行政が、まず先手を打って、システムを図るなり、つくって行って、それをいずれ効率性が出てきた段階で、民間にやってもらうということだと思っております。

一方、民間が手が出させないのが、その安全面の部分で、その部分は、行政は永遠にとというか、常にやらなければいけないところだと思います。そういう資源回収については二つの側面がありますので、その点も踏まえました上で、次回以降議論していただきたいなと思っております。資料の作成に関しても、そういった点も考慮の上でつくっていただきたいと思っております。

そのほか非常に重要な部分が、先ほどありましたように、区民意識がどう変わったかというのは非常に重要で、それは審議会のスケジュール、後でスケジュールの説明をしていただきますけれども、後半のほうになると思いますけれども、仕組みづくりというか、減量のための仕組みづくり、この部分できいてくる場所だと思います。そういう意味で、そういったご返答もお願いしたいと思っております。

そのほかございますでしょうか。

○委員 済みません。ちょっと細かい質問なんですけれども。ちょっと2点ほどなんですけれども、一つは、雑紙の資源化なんですけれども、やっぱり古紙の混入率というんですか、何かそういうのというのは、いろいろ繊維が細くなるから、ある程度決まっている、限界があるんで、どうしてもやっぱり雑紙というのがオーバーフローしてくるのではないかなという、私はそう思ったんですけれども。そういうことはないのかという

ことと。

それと、あと、集団回収ですね。これをなるべくふやしたいというんですけども、新聞等を、ちょっと私も集団回収をやってないんで、よくわからなんですけども、普通に出すのと集団回収で出すので、何か違いがあるんですか。あるいは区のほうのお金がふえるとかね、売ったときの。その辺、その仕組みづくりを何でしていくのか、ちょっとその辺をお願いします。

○資源循環課長 まず雑紙でございますが、今まで豊島区では特定の紙しか、先ほど資料でご説明しましたが、やってませんで、そのほかにもできるのではないかとということで、実際にやっている自治体もございます。今、鋭意、おっしゃったように、いろいろ、多分、技術的な部分で問題もあるかどうかとか、その辺も、実はこれからいろいろご議論、あるいはこちら資料をご用意して、これをやるのがいいのかどうかはご議論いただきたいと思っております。

今現在、雑紙をやるんだということで、事務局のほうでやる方向でということではございませんので、そこはご議論をいろいろやる方向、あるいはやらないご意見、いろいろあるかと思っておりますので、こちらできる限り、参考になるような資料を出していきたいと思っております。

それから、集団回収ですが、行政回収と集団回収とありますが、行政回収のほうは週2回ということで、集積所に、区民の方が出していただきます。それを区が委託した資源回収業者の方が回収するというシステムになっております。集団回収のほうは、これは、基本的には、地域の団体が自主的に活動するという位置づけでございまして、その地域団体と回収業者との契約で回収するということなんですけれども。

前段に述べました、区が行う行政回収につきましては、例えば資源を売却した代金は、区の歳入になるということになりますし、また、実際に出していただいた区民の方には、特にお金いくとか、そういうことはございません。また集団回収のほうですが、資源を売却したそのお金で業者がやっていくと。区から委託料とか出すわけではありませんので、その売却代金で、業者の方が、実際、回すといいますか、やっていくということなんです。ただ区も、それを支援するというので、その集めた地域団体には、1キロ当たり6円ということで報奨金を区から、これは集めた団体のほうへ出しています。業者のほうには出していないという、そういうことになります。

また、これは、そういう形で地域のほうにお金いきますので、集団回収に協力すれば、その町会とかでいろいろ活動資金になって、区民の方にも目に見える形で、あるいは還元されるのかなど。ちり紙交換みたいに個人的にお金が入るということはありませんが、自分が属している町会にお金が入るということで、何らかのメリットが、あるいはあるのかもしれない。

以上です。

○委員 今の集団回収なんですけど、私どもの町会では、集団回収は月に1回やっておりま

して、これを、区からの報奨金がキロ6円と先ほど話がありました、この金を全部集めまして、町会独自でもって敬老会、それから青少年、子供たちの芋ほり大会、それから、ふるさと祭りということ、その資金でもって運営しております。特に集団回収したそれが町会の会計に入りまして、その金で、例えば運動会のお弁当代等に充当しております。

なお、今、この資料を見ると、豊島区では、特に資源化という問題に関して、アパート、マンションがふえまして、このページにもありますが、世帯数よりも個人のアパートで出すごみのほうが、非常に資源化率が落ちているわけなんですよね。これ、豊島区の増加傾向を見ると、先ほどの資料で19.1%が資源化できるのに、実際にはなっていないような状態なんですよね。ですから、特に今、確かに今、区の計画、清掃係の方が、町会の集団回収者を集めて、自由に意見を出させて、交換して、では、どういうところで苦勞しているのか、どういうふうにしたらいいのかということ、実際に実行されています。昨年、その会議もあり、ことしも、またそういう会議がありますけれども。やっぱり世帯数、独身者がふえますと、非常に資源化率が落ちるとい実態がありますしね。これはちょっと意見ではありませんけれども、今後、豊島区が単独世帯がふえているという状況を考えると、ごみの資源回収ということについて十分チェックする必要があるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○会長 現行の資源回収事業に関しまして、7ページにございますけれども、事務局のほうでも15ページに課題をまとめていただいているんですけれども、これ以外というか、そのほかにも、こういった課題があるということで、そういったことでもよろしいと思うんですけれども。どこからでも構いませんけれども、何かございませんでしょうか。

現状は、今、集団回収の件についてお話がございましたけれども、実際、単身者がふえてきますと、そういったこともしくくなってくる面もあると思うんですね。そうすると、それにかわる仕組みがあるかどうか、何かアイデアがあるかどうか、そういったことも必要かと思いますが。

それでは、現状で出にくいようではございますけれども、その他、きょう終わりました後、何かお気づきになった点がありましたら、事務局のほうにお申し出いただければ、次回以降も議論できると思いますので、そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思いますが。

それでは、次の議題にいきたいと思うんですけれども、資料第1-5の、今後のスケジュールに関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

○資源循環課長 それでは、資料の1-5ですね、今後のスケジュール（案）をごらんください。

まず、開催の日程でございます。23年度、きょう9月12日、第1回でございますが、大体2カ月に一度くらいのペースでいければと思っております。審議会の回数は、

大体12回ぐらいで、答申、まとめまでになれば、ありがたいと思っております。

審議内容でございますが、先ほどの資料の一番最後、15ページで、主な検討課題のまとめというのがありますが、これをやっていきたいということで、まず前半につきましては、資源回収品目の充実ということで、例えばプラスチックですとか生ごみ、雑紙等について、これを、また新たに何か方策をやるのがいいのか、それともいろいろな観点からやらなくてもいいのか等につきまして、ご検討いただければと思っております。

また、循環型の中間処理の推進ということで、不燃ごみ、粗大ごみに含まれる金属類のより一層の資源化、それから環境保全の観点から蛍光灯、水銀の関係ですけれども、適正処理資源化、このような点についてやるのがいいのか、あるいは実際にやるとすれば、どういう形でやるのがいいのか等について、まず前半に、これらのことについてご検討いただきたいと思えます。また、この前半では、施設の視察も委員会として入れたいと思っております。

その前半が終わって、中間の報告、まとめをしていただいて、後半なんですけど、これは後半につきましては、先ほども検討課題のまとめでご説明しましたが、いろいろな方々、地域ですとか、あるいは事業者、行政等の人のつながりといいますか、そのようなことで、リサイクルもそうなんですけれども、それ以前のリデュース、排出抑制のほうですね。あるいはリユースですとか、そういう何か仕組みづくりとかできないのかなということで、そのような人のつながりですとか協働、このような観点からご検討いただければと思っております。

一番最後の2回は、答申の素案、あるいはまとめということで、委員の皆様は任期2年でございますので、2年間でこれだけのことを、かなり中身も濃いとは思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの説明いただきましたスケジュールに関しまして説明いただきましたけれども、何かご質問はございますでしょうか。

ないようでしたら、このスケジュールに基づきまして審議を進めていきたいと思えます。

それでは、第1回の審議会は、これで終了とさせていただきたいんですけれども、事務局から事務連絡等はございますでしょうか。

○資源循環課長 次回審議会の日程につきましては、11月の上旬から中旬を考えてございます。具体的日程は、調整の上、早急に決定いたしまして、後日、各委員様にご連絡いたしたいと存じます。

○会長 それでは、ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、これをもちまして、第1回豊島区リサイクル・清掃審議会を終了させてい

ただきたいと思います。委員の皆様には、ありがとうございました。

○資源循環課長 済みません。ちょっと連絡事項、よろしいでしょうか。

本日の会議録につきましては、できるだけ早く、来月中10月中旬にはお送りして、点検いただいて、問題がないとなれば、事務局にお知らせください。

事務局からの連絡事項は以上です。失礼しました。

○会長 それでは、第2回以降も、どうぞよろしく願いいたします。

きょうは閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(16時35分閉会)

提出された資料等	<p>資料第1-1号 豊島区リサイクル・清掃審議会委員名簿</p> <p>資料第1-2号 諮問（写）</p> <p>資料第1-3号 会議の公開等について（案）</p> <p>資料第1-4号 豊島区リサイクル・清掃事業の現状について</p> <p>資料第1-5号 今後のスケジュール（案）</p> <p><b>【参考資料】</b></p> <p>資料第1-6号 豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例・同規則</p> <p>資料第1-7号 豊島区一般廃棄物処理基本計画（21年3月改定）</p> <p>資料第1-8号 第1期～第3期リサイクル・清掃審議会答申</p>
----------	---